

別 表

委任を受ける職員の官職	委任する事務の範囲	委任する期間
法務局長	公証業務に関する事務 (法務局が所掌しているものに限る。)	令和８年３月３１日まで
地方法務局長	公証業務に関する事務 (地方法務局が所掌しているものに限る。)	令和８年３月３１日まで

※ 委任する期間について、当該期間が経過した後引き続き個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１５０条第１項の規定による権限を委任することについて、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第３４条第２項及び第３５条第２項の規定に基づく個人情報保護委員会との協議が調った場合は、引き続き委任する。